

新潟県議会議員選挙区に関する決議

新潟県内の各市町村は、将来に向けた住民福祉の向上と行財政基盤の拡充を図るため、県が示した合併パターンを基に、地域住民とともに市町村合併に取り組んできました。その結果、市町村数は112から35に大きく減少したところがあります。

この合併では、各市町村ともに多くの首長などをはじめ議会議員の失職、議員定数の削減など大きな痛みを伴いながらも、地域の将来を真摯に見据え、新しいまちづくりに懸命な努力を重ねてきたところです。

県議会議員においても、地域代表として県議会の場でその重要な役割を担うとともに、市町村に深く関わり、まちづくりにかける思いは市町村議会議員と同様のはずです。

しかしながら、平成16年9月定例県議会で可決された「新潟県議会議員の選挙区の特例に関する条例」は、合併により実態のなくなった旧市町村を基本単位とする選挙区から議員を選出することや合併後の市町村を分割して選挙区を設定するなど、県議会議員と地域住民ばかりか合併市町村内での一体感を著しく損なうことになり、今後のまちづくりの推進に大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されます。

新潟県市議会議長会では、いち早く一昨年秋や昨年秋の定期総会で県議会議員の選挙区に関して、合併後の新しい市町村単位での選挙区を求めることを決議し、県議会に対して再三、要望活動を行ってきたところです。

また、県町村議会議長会、県市長会、県町村会でも同様の趣旨の申し入れを行っております。

しかしながら、県議会では平成18年2月定例会で、市町村合併に則した新選挙区割を求める請願に対して、「保留」として実質審議を打ち切るなど、遺憾ながら、一向に見直しを行おうとしておりません。

「平成の大合併」が一区切りを迎えた今、新潟県議会議員の選挙区については、速やかに見直しを行い、合併後の市町村を基本単位とするよう重ねて強く要望いたします。

以上、決議する。

平成18年6月20日

長 岡 市 議 会